

第8回統計基準部会 議事録

- 1 日 時 平成 21 年 8 月 6 日 (木) 14:00 ~ 16:00
- 2 場 所 総務省第二庁舎 6 階 特別会議室
- 3 出席者 (部 会 長) 大守 隆
(委 員) 野村 浩二
(専 門 委 員) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ
(審 議 協 力 者) 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
東京都、埼玉県
(事 務 局) 内閣府：乾統計委員会担当室長
総務省：佐藤統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小高専門職、
須藤アドバイザー (統計センター)
- 4 議 題
 - (1) 議題の整理について
 - (2) 答申案文について
 - (3) その他

5 議 事

大守部会長 それでは時間ですので、これがこの職業分類の審議の最後と考えていますが、第8回の基準部会を開催します。今日もよろしくお願ひいたします。

本日の議題ですが、お手元の議事次第にありますように課題の整理、答申案文及びその他ということです。

舟岡委員が今日は合宿と聞いておりますけれども、御欠席です。

それでは、議題に入る前に、人事異動によって會田さんが御栄転されて、事務局の審査官の後任の方がお見えになっておりますのでご挨拶いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

佐藤統計審査官 改めまして、佐藤正昭と申します。よろしくお願ひいたします。

14日付で會田の後任に着任いたしました。分類、I Oにつきましては、基本計画などで課題もいろいろ書いてございますし、これまで私は統計調査部で消費者物価指数だとか労働力統計とかをやってまいりましたけれども、そういう経験も生かしながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

大守部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の配布資料について事務局から御説明をお願ひいたします。

岩橋専門官 本日の配布資料でございます。

まず資料1といたしまして、「統計基準部会での指摘事項と対応一覧」。

資料2といたしまして、「前回部会等において課題とされた事項と対応」、この2つにつきましては先般、委員の皆様にもメールを投げまして意見を御照会しましたところでございます。その結果、一部の委員の方からの御意見をいただきまして、それに対して取りまとめたものが資料3の「課題への対応(資料2)に対する意見等」でございます。

それから、資料4といたしまして「分類名称の変更について」、これは「事務局提案」と書かせていただいておりますが、事務局におきまして精査を進めております段階で一部の分類項目を、より適切なものに改めてはどうかと考えまして、大守部会長とも御相談をさせていただきました。その結果を、8月4日の夜ですが、委員の皆様にもメールで御照会したものでございます。

それから、資料5といたしまして「諮問第17号の答申」の案です。

資料6といたしまして、「日本標準職業分類の一般原則(部会修正案及び当初案)」です。

資料7といたしまして、「日本標準職業分類 部会修正案」です。

資料8といたしまして、「日本標準職業分類 大分類定義(部会修正案及び当初案)」です。

資料9といたしまして、「日本標準職業分類 分類項目対照表」、これは現行のものと諮問の当初案、それから部会の修正案を対象にしたものでございます。

最後に、参考1といたしまして第7回統計基準部会の結果概要をお付けしてございます。以上です。

大守部会長 それでは、議題に入りたいと思います。

最初は課題の整理ということですが、これは3つに分けて、各分類事項に係る指摘事項と対応、それから今回の事務局の提案、一般原則ということで一応分けて議論をしたいと思っております。

最初の各分類事項に係る指摘事項と対応ですけれども、これまで及び最近委員の方々から御指摘をいただいた課題、意見について事務局から御説明をお願いいたします。

佐藤統計審査官 では、私の方から説明させていただきます。

資料2が前回の部会で御意見をいただいて、その段階で対応案を考えたものでございましたが、資料2の課題のところに星印が付いているものについては、その後の意見照会の中で各委員の方々から更に意見があったということがございます。更に意見があったものについて、この場で明示的に確認させていただければと思ひまして、資料3というものをつくらせていただきました。

では、資料3の方を中心に説明させていただきます。資料3の方につきまして、まず1つ目の意見としまして管理職のところでございます。中分類04のところでございます、お手元の資料3の後ろに関連の大分類、中分類の内容例示も含めた一覧表が、関連の部分だけでございますが、ありますので、適宜参照いただければと思ひます。

中分類04のところについて、バスケット項目として従来から位置付けられているところがございますが、意見を要約して申し上げれば、個人経営のものだけしか想定されないのであれば、名称を個人というものを前面に出して書いた方がいいのではないかという御意見がありました。

ただ、事務局でいろいろ考えましたが、中分類04につきましてはバスケット項目としての定義をそのまま残したいということがございますので、個人だけではなくて「など」という言葉を入れてバスケット項目として引き続き議論したいというのが事務局といひましょか、統括官室の方で考えた最終的な修正案でございます。

2ページ目につきましては、その中の更に「ただし、主に」というところがございますが、今までの御議論の中で「専ら」というのが管理職の定義から消えましたので、それが消えたことに伴ってこちら側に「主に」というものを入れたということがございます。

それから、小分類049について中分類04に伴って、中分類04の中の小分類についても同じような最終的な修正をしたらどうかという提案でございます。

それから、3ページ目に意見2と付けさせていただきました。ちょっと長いので私なりに解釈しました要約で言わせていただきますと、4ページ目の方に具体的な最終的な修正案がございますが、私どもの方で前回の部会でこういうふうな対応をしたいという提案を最終的にしたのでございますが、小売店のところの店主等の特徴がこれでは逆に見えづらくなってしまったということがございましたので、現行のそれよりも前の定義を参考に戻して、定義をもう一回再修正案のようにしたということがございます。

それから、管理職の「専ら」を外したことによって、「ただし、主に」という言葉を入れたのは、前の2ページ目のところと同じ考え方でございます。

あとは、「卸売店主・店長」についても同様の考え方で最終的な修正案、「飲食店主・店長」についても同様な考え方で最終的な案をここに提示させていただいたところがございます。

それから、5ページ目の真ん中より下のところがございますが、「総合事務員」の定義につきまして、ちょっと私どもが見落とししたところがございますが、接続詞の関係で「なお」ではなくて、ほかのところと合わせるのであれば「ただし」でしょうという御指摘がありましたので、そのよう

に最終的な修正案として提示させていただきました。

それから、6ページ目でございますが、管理職のところの小分類 021「会社役員」の定義でございます。会社法等の一連の改正の中で合同会社という区分があるということで、それを明示的に入れる方がよいのではないかと御提案がありましたので、事務局の最終的な案としてそのようにさせていただいているところでございます。

それから、7ページ目は管理職の小分類 022「独立行政法人等役員」のところでございますが、今までの部会の御議論を私なりに理解しているところでは、できるだけわかりやすく明示的に入れていこうということでございますので、御意見としては書く範囲や内容、そちらの方の役員等の下の解説のところをもうちょっと絞り込んでもいいのではないかと御話もあったのでございますが、ここは明示的に全部ピックアップした方がよいだろうと考えているところでございます。

それから、認可法人についてもちょっと不明確なところがありましたので、認可法人もここに入るということで明示的に書いてはどうかと最終的に考えているところでございます。

ちなみに、御意見の中で認可法人についてどの範囲でしょうか、どういうものがあるかということもあったのですが、日銀だけではなくて認可法人はほかにも赤十字社とか、預金保険機構とか、いろいろなものも入っているということでございます。

それから、7ページ目の一番下から8ページにかけてでございます。管理職のところ「法人・団体等役員」というものがあったのですが、ちょっと「等」というのが非常に不明確で、我々自身も想定されるものがなかなかないということで、ここは「等」を省いた方が最終的にはわかりやすいということで、事務局の最終案を提示させていただきました。

8ページ目から9ページ目でございますが、保全作業を分類項目一覧の中にこれまで入れるということで議論があったところでございますが、その後、改めて「保全」という言葉を辞書で調べたり、法令等の使われ方で調べたところ、「保護して安全にすること」という意味でございますので、ここで当初想定した使われ方は辞書とか法令上は使われていないというのが最終的に私どもが調べた結果でございます。そういう観点から、「保全」というのはこの際、使わずに整備、修理とか、元の諮問案のようにする方がわかりやすいのではないかと御提示させていただきました。

それから、次の10ページ目でございますが、管理的職業従事者につきまして、前回からの話の中の再意見というか、新規の御指摘ということで、言葉の使い方のカテゴリーかと思いますが、「執行関係の樹立」というのは非常にわかりづらいのではないかと御指摘がありました。我々も検討した結果、そう思いましたので、事務局の最終案としましては「執行計画の樹立」ということに最終的に改めたいと思っておりますので御提示させていただきました。

それから、11ページ目から12ページ目の先頭ですが、小分類 591の「生産関連作業従事者」のところでございますが、端的に要約して申し上げれば、どういうものに関連したものかというのがちょっとわかりづらいということがございますので、御指摘の中で現行の平成9年基準の小分類 723から小分類 727の仕事の範囲として定義していいのではないかと御指摘ございましたので、そのような形で言葉を「生産に関連する技能的な作業のうち」ということで付け加えさせていただきました。

それから、12 ページ目のところでございますが、私どもの不手際がありまして、小分類 523 のところ。「金属工作機械作業員」のところでございますが、ここはほかの観点から我々の示した案がちょっと間違っていて、最終的には「金属工作機械作業従事者」ということでございますので、ここは私どもが前回対応として示したものが間違っていたので訂正させていただきたいということでございます。

私の説明は以上です。

大守部会長 ありがとうございます。

いろいろ委員の方々から御指摘いただきました。ありがとうございます。基本的には御指摘の趣旨に沿って直していると思いますが、3点、ポイントの違うところがあります。

1つは最初です。これは、一応バスケットクローズとして「など」という形で残す。その「など」に一体何が入るかというのは、今の段階で特にこれというものはないのですけれども、しかし、バスケットという形で念のために残しておいた方がいいのではないかという判断です。

それから、2つ目は7ページから8ページにかけての「団体」ですけれども、法人格のない団体もあるので、「団体」という言葉を残す必要があるのではないかということですが。

それから3つ目ですが、「保全」を付けたり、付けなかったりと、いろいろな考え方をめぐって議論してきたわけですが、広く言えば整備の中に含まれるので、あえて区別をする必要はないのではないかと。生産設備に関するものと、商品に関するものというような議論も多少したわけですが、しかし、作業自体の内容によって区分するという今度の職業分類の考え方からしても、保全と整備をあえて区別、切り分ける必要はないだろうということですが。

では、どなたからでも御意見をいただきたいと思います。

いかがですか。よろしいですか。

特に御意見がなければ、こういうふうに反映させて直すということで先に進めたいと思います。

それでは、「分類名称の変更について」、事務局の提案でございます。事務局から資料の御説明をお願いいたします。

佐藤統計審査官 資料4としまして、A4の縦の1枚紙の資料があります。1枚しかないので紛れやすいかもしれませんが、それに基づいて説明させていただきます。

大分類「K 労務従事者」の名称についてでございますが、これも、部会の中でいろいろと議論があったと議事録等で承知しているところでございます。その理由のところを書いてございまして、国際標準分類のエレメンタリー・オキュペーションという区分に相当するものとして、「労務従事者」というものを当初分類項目として設定しようとしたと理解しておりますが、いろいろな議論の中から最終的には国際標準ではいろいろなものがそこに入ってくるわけでございますけれども、運搬・清掃・包装等に限ってそこに定義するという経緯で議論が最終的に収斂したと理解しております。

そのような状況を考えますと、このところを「労務従事者」と一般的な名称、一般的な言い方にして、かつエレメンタリー・オキュペーションに相当するものではないということから、もっと具体的に運搬・配達・包装・清掃とか、具体的に切り出したものだけがわかるように名称を変更して

はどうかと、最終的に事務局として提案させていただいた次第でございます。

それから、大分類「H 生産工程従事者」の中で「 検査工」というところがあるわけですが、具体的に言いますと検査工というのはここだけ従事者ではなくて、「工」というのを最終的に後ろに付けるという案が前回まであったわけですが、例えばここに含まれていない自動車整備士、自動車整備の関係とか、一般には自動車整備工もあるわけですが、そういうものには使っていないとか、ここだけ使う理由が不明瞭であるとか、そういうようなことをいろいろ勘案しまして、ほかのところと同じように「検査従事者」という名称にした方が紛れがないのではないかとということで提案させていただいた次第でございます。

検査工のところは、例えば資料9で言いますと527ページ辺りのところでございます。

事務局からは、簡単でございますけれども、説明は以上でございます。

大守部会長 最初の方は、大分類の名称を変えるということですので、しっかり議論をしたいと思えます。でも、この1と2と一括して取り上げたいと思えます。

理由についてはここに書いてあることもあるのですが、私なりにもうちょっと追加をしますと、当初から「労務」という言葉がいいかどうかは心配でした。例えば、「労務」という言葉は企業の中では組合対策というような意味で使われる言葉でもあるわけで、ちょっとわかりにくいなという感じがあって、何か価値判断の入った言葉を避けるために「労務」という言葉を使っているような、若干苦し紛れみたいな雰囲気があったということもあります。

それから、通常ある意味での「労務」に分類されるイメージの建設関係のロースキルの仕事がここでは入っていないということもあります。逆に日本の場合にはここでも書いてありますけれども、運搬・配達・梱包・清掃・包装などをやっている方々の中でもかなりスキルのある人もいらっしゃるということを考えると、今回のご提案のようにこういう形に直す方がいいのではないかと私も思って、今日提案をしていただいている次第です。

皆様方から、どうぞ御意見をいただければと思います。どうぞ。

野村委員 書かれていた理由の中の一つとして、ヨーロッパ社会と日本の比較という形で、学歴と職業の対応関係に関する文言というのは、一般的にはこの認識はあるんでしょうけれども、余り適切ではないかなと。学歴と職業の対応は希薄であるなどとか、少し適切でないなという感じがします。

スキルレベルの測定は困難であるという話も、ヨーロッパ、ISCOでやっている話とは少し違うのかなと。あれは、測定をするためには学歴という形が対応するという事だったので、それ自身が完全に対応するというわけではもちろんないわけでしょうけれども、ただ、一方で部会長が今お話になったように建設等、単純労働もほかのところに入っているという日本の大分類の要素から見ますと、この名称変更そのものは適切なのではないか。

ただ、スキルに関しての言い回しというか、理由づけの部分がやや苦しいような感じがしますので、必ずしもそういうことを書かなくてもよろしいのではないかとということが私の意見です。

大守部会長 これは今日の議論のために事務局が書かれただけで、別に諮問案に残るとか、そういうことではないですね。

佐藤統計審査官　そうですね。答申案はまた見ていただきます。

大守部会長　ありがとうございました。他にいかがですか。

原専門委員　「労務従事者」の名前を変えるということで全く異存はないわけですが、新たな名称の案として「運搬・清掃・包装等」となっているのですが、どうして「包装等」が付いているのか、ちょっと疑問に思いました。もし中分類の名前を尊重するのであれば、「運搬・清掃従事者」ということでもいいのかなと思いましたが、どうしてこういうふうな名前に決められたのか、御説明いただければと思います。

岩橋専門官　中分類だけを並べるといたしますと、80のところは運搬でも清掃でもない方ということで「その他」というものがございまして。

失礼しました。新分類の中分類72で「その他の労務従事者」というものが従前ございまして、その中で包装あるいは他に分類されないということでいろいろな方がおりました。それで、運搬・清掃とだけやってしまいますと、その他というのがうまく入らなかったものですから、「運搬・清掃・梱包等」とやってしまったということです。

あるいは、先生の御指摘は、この中分類を並べて「運搬・清掃等」とした方がよいという御指摘でしょうか。

原専門委員　そうしますと、中分類72の名称が中分類70と71以外のものということだと運搬・清掃以外のものということになると思うので、「その他の運搬・清掃の従事者」、それ以下または「その他の運搬・清掃等、包装等従事者」の方が適切なのかなと思ったのですが。

佐藤統計審査官　今、原専門委員が言われたのは中分類72の分類の名称ということですか。

原専門委員　そうですね。今の点に関連しまして、中分類72がもし中分類70と71以外のものであるというくりにするのであれば、「その他の運搬・清掃従事者」か、または「その他の運搬・清掃等、包装等従事者」というふうになるのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

岩橋専門官　その場合、例えば大分類Kでもって全体は何かということになりますと、AでもBでもない「その他」というものが成立するんですけども、この場合、「K」の内容自体、ある程度限定してしまっていて、仕事の内容を大きくりにしますと運搬している方、お掃除をしている方、その他として物を包むような仕事をしている方で、その他、雑多ないろいろな方というふうに分けていますので、なかなか運搬・清掃以外の方みみたいな分類の名称は付けづらかったかなと思ったのですが。

大守部会長　私も原専門委員の御指摘を受けて考えたのですが、やはり全体にちょっとバランスが悪いですね。

つまり、中分類71のところは小分類719というのは「その他の清掃事業者」で、ここにバスケット項目が入っているわけですね。そうすると、「運搬従事者」の中で小分類701から706に入らないもののバスケット項目をつくっても悪くはない。

そうすると、中分類の72で拾うものはどうしたらいいか。何となく全体のバランスが確かにちょっとよくないと思うのですが、どうでしょうか。

原専門委員　私の質問の趣旨も部会長と同じで、どうしてもバランスがよくないなというところ

で、もうちょっと整理のしようがあるのではないかというふうな意見です。

佐藤統計審査官 今回の議論を私なりにまとめますと、まず中分類 70 の「運搬従事者」のところにバスケット項目を入れるかどうかという議論が 1 つあったかと思えます。

それについては、従来なかったので新しい案に入っていないでそのまま横に引っ張ってしまったということがございますので、バスケット項目が今のところ具体的に想定されておりませんで、どういう人がいるかというのはなかなか難しいところはありますけれども、ほかのところの横並びでいきますと入れてもいいのかなということがひとつ考えられる。

それから、あとは 72 番の中分類のところです。ここの名称については今の御議論を整理しますと、大分類というよりも中分類の言い方として運搬・清掃・包装等というもののノットというか、そういう単純なやり方になっているのが非常にわかりにくいだろうという御指摘だと思いますので、多分具体的な案としては、包装・他に分類されない……。

ちょっといい言葉がすぐには出てこないんですけども。

事務局 名称の付け方としては、分類は全体に通じているやり方を採用しているということがございまして、大分類の名称に対して中分類項目の「その他」の項目をつくる場合には、大分類の名称に「その他の」というものを付けて「その他」の項目をつくるということが一般的な規則というか、規則性を持ってやっているということがありましたので、ここでも同じやり方で「その他の運搬・清掃・包装等従事者」という名称にしているということです。それが一応規則というか、パターンとしてはそういう形を使っているということでございます。

佐藤統計審査官 もう一つは、違う見方として清掃員のところの「その他」を外して中分類 70、71 のバスケットを全部 70 に持ってくるという考えもできなくはないと思いますが、ではそういう事例がほかにあったのかと言われると……。

野村委員 もう一つあるのは、包装作業者をエレメンタリーというものからもう一步仕事の内容というか、現行案、もともとの案に戻るといふ発想からいけば、包装作業者を戻してあげるという話もあります。包装作業者はもともと小分類 728 で上の方であったわけでしょうから、その小分類が下にきたことによって今の問題が生じているとすれば、上に戻してあげる。

大守部会長 これは、「K」に所属させるということですか。

野村委員 もともとは現行分類の中分類 72 番、35 ページ目の「その他の製造・制作業者」の中の 36 ページ目、下から 2 番目の現行の小分類 728 「包装業者」、この小分類のみが下にいったという認識だと思いますので、そこまでの価値があるかを再考する可能性はあるのではないかと思います。

西澤専門委員 今回の野村委員の指摘ですけれども、包装従事者というのは従来は生産工程の一部にくっついて、その末端の作業を位置付けていた項目ですが、包装作業はそこだけでやられているわけではなくて、例えばデパートの配送部門で包装する人もいますし、小売店での包装業務というものがありますので、生産工程での包装業務と、それからそれ以外の場所での包装業務を一括した項目として、今度は新中分類の 72 に位置付けられたものです。

ですから、それをまた分割してしまうということは、生産工程の方に包装を入れて、それ以外の

包装作業はまた別のところに入れるというようなことになってしまってちょっと煩わしいので、やはり包装は1項目で処理した方がいいのではないかと思います。

それから、大分類Kの項目名ですけれども、大分類の項目名というのは一般的にはその大分類に含まれる中分類、小分類、全体に共通する性質を表したものの、例えば一部の職業であるとか、販売であるとか、販売サービスであるとかというような項目名称がある一方、その大分類の中に含まれる中分類の主だったものを列挙して項目名として入れるというようなものもあります。

例えば、大分類Iが前回、前々回の部会で修正されましたけれども、「定置・建設機械」が余りにも長いのでそれを縮めて「機械」にする。運輸もそのようにするというので、結局大分類Iの中の主だった中分類項目の名称を総括した名称として大分類Iの名称として持ってきたわけです。

ですから、大分類Kもそれと同じような考え方でいけば、大分類Kの主だった中分類は今は3つしかありませんで、運搬・清掃ですけれども、それ以外にも包装やそれ以外の軽微な作業もここに含まれるわけですので、包装を取って「運搬・清掃等従事者」というような名称でいいのではないかと私は思います。

大守部会長 ありがとうございます。

今の西澤専門委員の御意見ですけれども、包装というのは運搬・清掃とはやはりちょっと性質が違うような気もするのです。そうすると、どちらかという、これは適当かどうかかわからないのですが、むしろ中分類として1つ立ててやって、そして「その他の」というのはバスケット項目で中分類の外側に残してやるという整理の方がすっきりすると思うんですが、事務局はどんなふうにお考えですか。

佐藤統計審査官 理念的には成り立つと思いますが、包装というのを中分類で起こす数値基準みたいなものが……。

中分類に数値基準はなかったんですか。

野村委員 5万人ですね。

佐藤統計審査官 5万人でしたか。包装は728ですね。

事務局 国勢調査の統計の結果で、私の手持ちの資料になって恐縮なのですが、平成12年の特別集計の結果を見ますと、包装作業者は多数おりまして、人数としては38万8,300人いらっしゃいます。

佐藤統計審査官 ですから、一応設置基準はクリアするということですね。

そうしますと、中分類は72として「包装従事者」というのを立てて、あとは中分類73としてバスケット項目を置くという考え方はできるかと思います。その代わり、本当に中分類73は小分類739しかない。

大守部会長 そうですね。中分類73の下にすぐ小分類739がくる。

佐藤統計審査官 そういう分類は、他にも事例としてはあります。

大守部会長 ちなみに、中分類72はどうなりますか。

佐藤統計審査官 中分類72も小分類721しかないですが、分類は「その他の包装従事者」という概念は多分……。

大守部会長 そうすると、新しい中分類 72 は「包装従事者」で「等」が付かないわけですね。「包装従事者」になる。それで、「等」というのは中分類 73 で読むということで、中分類 73 のすぐ下に小分類 739 が 1 つだけ立つ。中分類 72 の下には小分類 721 だけが立つ。そういうことですか。

それで特に不都合がなければいいと思いますが、いかがでしょうか。

野村委員 私はわからないので、現状を知りませんので少しお聞きしたいのですが、小売店等での包装に従事するという人間が販売等も含めてもちろんいると思うんですが、それを専門にやられる方がどの程度いるのかが、よく見えない。

あるいは、それを下の方に持つてくることによって、逆に言えば製造業者の中では確実にその形で包装に関わる人間が何十万人といる。今のものはあくまでも昔の分類の製造業の下にくるところでの現行分類の数字でしようけれども、何か検討すべきであるというような課題が具体的にあったのでしょうか。

佐藤統計審査官 問題の所在の再確認で恐縮ですけれども、包装に課題があったというのは包装の従事者にとということですか。

野村委員 包装従事者は、製造業に従事している者と小売等のサービスに従事している者がいる。それを合わせて仕事の内容としてくくる必要があるという西澤専門委員の御指摘があったわけです。

それはもちろんごもっともなお話だと認識しておりますが、いまひとつ非製造業における包装従事者というものは独立させるほどに、それを強調させるほどに人数としているのか。あるいは、そういう検討課題が現状としてあったのか、問題があるのかということですか。

大守部会長 これは私の想像ですけれども、非製造業でそういう方がどれだけいるかというのは現在の統計では取られていないからわからない。

ただ、いるだろうという推定と、それから作業の中身によって職業分類をつくるべきだという今回の発想に即して考えれば、同じような作業をしているので事業所の産業分類にかかわらず、まとめ方がいいのではないかと。そういうことではないかと思えます。

佐藤統計審査官 今、部会長に総括していただいたとおりだと思います。

大守部会長 それでは、さっきのような整理でよろしいですか。

西澤専門委員 横車を入れるようで大変恐縮なんですけれども、現行の小分類 809 を見てみますと、特に学校の用務員さんとか、雑役人であるとか、洗濯物の仕分け作業員であるとかというような、いわゆる身体を使った仕事に従事していて、中分類 80 のその他の小分類項目に含まれないものが小分類 809 に入っておりますので、この項目名を運搬・清掃・包装だけに限定してしまいますと、それ以外の作業はどうもここに入れづらくなるのではないかと思えます。

それを避けるためには「等」を入れるか、あるいは労務に代わる第 3 の項目名をつくり出すか。

大守部会長 今の案は私の言い方がよくなかったかもしれませんが、中分類の 72 は「包装従事者」にして「等」を取る。小分類 721 が「包装従事者」、これは同じ名前です。

それで、中分類 73 の方は「その他の運搬・清掃・包装等従事者」ということで、中分類 73 には「等」が残る。大分類の名前も「等」が残る。そういう整理でよろしいですね。

佐藤統計審査官 そうということでございます。

大守部会長 よろしいですか。

それでは、先へ進みたいと思います。一般原則ですね。これは前回から若干の修正をしてありますので、事務局から御説明をお願いいたします。

佐藤統計審査官 一般原則につきましては、資料6ということでございます。資料6のところ、最終的な部会修正案として提示させていただいております。

まず今までの議論で、一番左側が最終的な部会修正案でございまして、右側が最初の当初案でございまして、途中経過はわからなくなっていて、その辺は資料の関係で恐縮でございます。

まず第1項のところでございますが、「ここで言う仕事とは」と下線が引いてありますけれども、ほかのところの文書審査的な観点ですが、もともとは「一人の人間が」というふうになっていたのですが、「人間が」という言葉とか、「人」という言葉とか、いろいろ入り乱れていたもので、「人」という言葉に統一していることがまずございます。1ページ目の大きなところはそういうことでございます。

それから、2ページ目でございます。一番下のところでございますが、注書き、注1というところなんです。ちょっと場所が不適切だったので、文章の最後に付けましたという非常に文書整理的なことでございます。

それから、3ページ目の一番上に注書きとして「注1」というものを農林水産業につきまして明示的に入れたということでございます。

それから、3ページ目の第3項の表のところでございます。先ほど皆さんからも御了解いただいたものを前提にと言うと申し訳ございませんけれども、資料をつくっておりましたので、「K」のところについては変わっているというところでございます。

それから、次の4ページ目でございます。4ページ目の第4項の1.の定義、一般原則の中身でございます。ちょっと表現はわかりづらかったので、「職業を決定する」というふうに「職業」という言葉を明示的に定義の中に入れましたということでございます。

それから、複数の仕事に従事している個人とか、表現の紛れがないように修正したということでございます。

それから、4ページ目の真ん中辺りの(1)と(2)のところに「注2」ということで注書きを新たに追加しましたということでございます。具体的な注2の中身は、次の5ページ目の真ん中辺りにございます。1つの職業分類ではなくて2つ以上の勤務先の場合とか、1つの勤務先だけで2つ以上の仕事をやっているというような場合の決め方を、明示的に注2として記述したということでございます。

ここは、「報酬又は就業時間」ということで決める順位、あとはその先も明示したということでございます。

それから、決め方として大分類をまたぐ場合、幾つかある場合は大分類をまず決めてから次にいくということでございます。

最後でございますが、6ページ目のところでございます。5.とございますが、その(3)でございます。(3)については「店長・支配人」の格付けについて、管理職との関係で注書きを明示的

に入れたということでございます。これについては、今までは「店長・支配人」は「店長・支配人」というところにそのままいっていたものが、管理的な仕事をやっている場合は第4項の1の(2)の基準をそのまま使いまして、時間等で管理職に行く場合もあるということでございます。

一般原則については、これまでの議論を踏まえましてこのような形で最終的に部会の修正案として提示させていただきました。

私からの説明は以上でございます。

大守部会長 それから、資料の7、8はどうしますか。これも出されているので、答申案文の前にやっておいた方がいいんじゃないかと思いますが。

佐藤統計審査官 恐れ入ります。

資料の7は分類の一覧表ということでございまして、これは諮問のときにお示した内容を最終的に表としてまとめましたということでございます。これだけ見るとどこがどう変わったかがわからないので、資料9というものがございまして。横書きでちょっと字が小さくて恐縮でございますが、資料9のところを見て、大部でございましてまず資料7の関連ということで資料9を見ていただくのが一番よろしいかと思えます。

真ん中のところに諮問案があって、最終的には部会修正案としてそこに書いてございます。前回から変わったところと言うよりも、最終的に変わったところしか線が引いていなくて申し訳ございませんが、大きなところとしては今日、最初に資料4等でも説明させていただきましたとおり、27ページの中分類57のところですが、571以降の小分類につきまして「検査従事者」と、最終的に事務局の方で提案させていただいたところでございました。

それから、大きく変わったところとしては、さっき何回も議論が出ました大分類「K」の70番台のところでございます。

それ以外のところは、すみませんが、最終的な案ということでございますので、これまでの議論を踏まえてこうなりましたということです。

あとは、資料8の方も引き続きやらさせていただきます。資料8の方は大分類定義ということでございまして、資料7の分類一覧を補足するものとして大分類定義というものを最終的に本の形で作成するものでございますが、資料8の部会修正案、最終的なところでございます。

これについて大きく変わったところとしては、1ページ目のAの管理職のところでございます。当初は(1)(2)(3)とあったのですが、事業主とか支配人とか管理職員のところについてはここに入る場合もあるということに前の議論でなりましたので、(1)については削除した。それで、(2)と(3)を繰り上げたということが一番大きな変更点でございます。

最終的な案でございますので、線が引いてあるのは最初の案からの主な変更点ということでございますけれども、前回からの変更点として大きなものは3番の「K」のところの大分類の名称を変えたということでございます。

7と8については、簡単でございますが、以上でございます。

大守部会長 ありがとうございます。

それでは、どなたからでも結構ですので、御意見をお願いいたします。

西澤専門委員 非常に細かい点で恐縮なのですが、資料6で一般原則の6ページ目の5の管理職の特例の(3)のところですか。ここには、「事業主・店主・支配人・管理職員は」云々と書いてありますけれども、この管理職員というのは課長相当職以上の者であって役員は含まないという理解なんでしょうか。それとも、役員も含んでこれは管理職員ということなんでしょうか。

もしここが役員を含まないということであれば、役員の名称であれば必ず大分類Aに位置付けるということになってしまいますけれども、小さな会社などでは役員でも兼業に従事するような人がなきにしもあらずなので、その辺りはどう考えるのでしょうか。

岩橋専門官 概念的には、含めて考えた方がよろしいかと思います。

大守部会長 そうすると、役員であってもこの原則に従ってやる。したがって、ここに括弧をして「役員を除く」と書く必要はないという判断ですね。よろしいですか。

総務省統計局 同じく一般原則の資料6の4ページですが、「職業の決定方法」で(1)の2つ以上の勤務先で異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事をしている場合です。確認でございますが、国勢調査などで報酬により難いという場合、一定期間、1週間くらいの範囲で決める場合ですが、その場合にはこの「ア」により難い場合、就業時間を用いてもよいということによろしいのでしょうか。

大守部会長 そうですね。これは個別のケースでより難い場合は、もちろんそういう趣旨で書いてあります。

総務省統計局 わかりました。

大守部会長 ほかにいかがでしょうか。

私から、資料8で非常に細かい話なのですが、大分類の書き方のところで大分類、括弧を空けて例えば2ページ目で「F 保安職業従業者」と書いてあるのですが、「F」は括弧の外側に出して書いた方がわかりやすいのではないかと単純な話です。一般的にですね。

それから、「輸送・機械運転従業者」のところに建設機械を操作する仕事に従事する者もこれまでの業務から含まれているわけですが、ここは誤解を避けるために、「建設・採掘従事者」のところの最後にただし書きで、「ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は大分類Iに分類される」ということを念のために書いておいた方がいいのではないのでしょうか。これが第2点です。

第3点目はさっきの御指摘とちょっと関係するのですが、大分類「K」は今、名前を議論して結局、結論としてはこのとおりにするということになったのですが、その「等」をどう見るかということで、文章の方の説明文の方で「包装」の後に「等」が付いていませんね。

ということは、今、付いている大分類の「等」という字は運搬・清掃・包装以外のものでもここに書いてあるもの、具体的には配達と梱包であるというふうに読めるんですけども、文章に「等」を付けなくていいかどうか。それで、例示などを見るとそれ以外のものもここに含めるようになっていきますから、やはり文章の方にも「等」を付けておいた方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

岩橋専門官 事務局としましては、御指摘のようにしたいと思います。

大守部会長 いかがですか。

岡本専門委員 付けておいた方がいいと思います。

大守部会長 ほかに今の6、7、8、9辺りでいかがでしょうか。どうぞ。

原専門委員 非常に細かい点なのですが、資料6の2ページ目の最後の文章で「また」から始まる文章の後ろの方に「個人の雇用形態」というものがあるんですが、どうしても雇用されて働いている人のみを対象としているように読み取れてしまいます。自営業であったり、家族従業者であったり、日本人労働者全体を対象にするのであれば、ここは「就業形態」とした方がよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

大守部会長 これは、言葉の用語として私が念頭に置いて考えたのは正規、非正規などの区別というような意味で使ったのですが、「就業形態」と言ってもそういう意味を含めばそれでいいのではないかと思います。

原専門委員 十分に含まれると理解しております。

大守部会長 では、そうしましょうか。特に御異論がなければ「就業形態」に直す。

ほかにいかがですか。

野村委員 資料6の一般原則の第2項の「分類の適用と基準」というところで、前のときからは「分類の適用単位」という言葉から「適用と基準」という形に変わってきていると思います。そこは、単位を個人としというところが少し変わって、この職業分類では仕事を分類するという物の見方で統一されたということが大きな違いになって、同時に実際としては人に対して用いるということも書かれているわけです。

その部分はあってもいいと思うんですけども、「このため、分類項目名には、従業者など人を表す表現を用いる」というのは、この一般原則の第2項としては適切ではないように私は思うのです。一般原則の記述として、我々がそういう形で認識をして部会として従業者という形で統一したというのは事実なのでしょうけれども、ここに書く必要があるのかということが第1点です。

その下の方にいきまして「なお」のところ、「しているかも考慮した」という表現ですが、作業的なイメージがありますので、「考慮される」とか、「考慮する」とか、そのようなことが原則としては適切なのかなと思います。

第3番目は、これは私自身の却下される意見なのかもしれませんが、分類の仕事の内容である1から6番目までが書いてあります。これは普通に読めば、仕事の内容を説明するものが1から6番までありますという形で読めると思うんですけども、産業分類の基準は3つあると思うんです。用途、アクティビティ、もう一つが何かは、今日は舟岡委員がいないですけども、そういう形でしっかりしている。それ自身に検討の余地があるとしてもひとつクリアになっているわけですが、我々がもし大きなあれとしては、仕事の内容であるというところはまず第一に間違いなくある。

第2番目は、(1)に書いている知識または技能というものの、スキルに関するものなのかなと私自身は認識していたんです。

そして、この(2)から(6)まではそのスキルなり、仕事の内容とスキルという2つの要素を説明するときに、実際に適用の変数として使われる要素であるという認識なのかなと認識していたんです。

そういう意味で、仕事の内容とスキルをどうやって統合的に理解するかというのは難しい問題だと思うんですけども、それは例えば1つにはアウトプットとインプットのような関係でとらえたらどうか。アウトプットが仕事の例えばタスクであって、そのタスクの内容というものが仕事の内容、タスクのコンポーネントである。そのタスクを導くためのインプットがスキルであるという形でとらえれば、インプット側ではスキル、アウトプット側でタスク、それが仕事の内容とスキルという形の2つの要素が基準になるんだということで書かれて、(2)から(6)は実際の適用におけるものであるというふうに整理されたらどうかということも3、4回くらい前に自分の案としては提示をしていますが、基準として考えたときにやや現実的過ぎる、実際の過ぎるような感じがします。(2)から(6)は当然書くべきだと思うんですけども、そういう意味で書き方を少し変える可能性はあるかということをお聞きしたいと思っています。

もう一点、ちょっと関連しまして、例えば4番目は仕事の道具です。先ほどの包装で言っても、仕事の内容というものをとらえるときに製造業の包装というのはやはり梱包機械を基本的に使っている人間なんじゃないかと思うんです。そういう意味では、仕事の内容という意味で見たときも、機械を使って包装するのと、手作業で包装するのは全く違うという認識が、仕事の内容から見たときにできるわけで、スキル上の話もそうかもしれません。少しあいまいな適用基準であることはあるわけですが、そういう意味で道具とか、そういうものは、仕事の内容とスキルという原則からは一段階ランクを落としたりどうかというのが提案であります。

すみません。今回、最後の段階で、却下されて結構なのですが、そういう認識がありますので、間違えていたら教えていただければと思います。

大守部会長 ありがとうございます。3つのことを言われたと思います。

まず最後の「考慮した」という文章は、私はこれは分類を提示して、その一種の説明という意味合いもあるので、「する」というよりは「した」と。今回の分類項目はそういうふうにしてつくったものですよという説明としては「考慮した」という表現の方が適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、「このため」以下は要らないという御指摘ですけども、これもあっていけないものではなくて、説明としてはあった方が丁寧ではないか。仕事の分類なのに、なぜ人を表す表現になっているかということについて、この部会での議論の経緯を端的に表す表現としてあった方がいいのではないか。最初は個人なのか、仕事なのかということで議論が錯綜した時期があったわけで、その整理を端的に表す1行の表現があっていけないということではないんじゃないかと思っています。

それから、3つ目の点は、私も御主張のもう一つの点はわかりませんが、今日決着をさせるということですから、もっと具体的にどういう案に差し替えるか。具体的な形で御提案をいただかないと、これまで随分議論した話でもありますから、どうしましょうか。前の資料で西澤専門委員が出されたような形の簡単なメモみたいなもの、あるいは読み上げでもいいですけども、もう少し具体的におっしゃっていただければと思います。他の方もいかがでしょうか。

岡本専門委員 今の最後の問題ですが、例えば(4)は「使用する道具」云々という表現があって、機械でやるか、手でやるかというようなことであるわけですが、それが分類の基準になってい

る。これは、道具・機械が仕事の内容を左右して、内容の違いを左右するものとして(1)から(6)までを挙げているのではないか。ですから、これはそのままあっていいのではないか。

ただ、仕事の内容そのものを基本で分けられるという表現があった方が多分よくて、最初から「次の諸点から」というふうに言ってしまわないで、「分類の基準は、仕事の内容の類似性である」と言って、その類似性を判断する基準として(1)から(6)も使われるというようなことではいかがかと思います。

大守部会長 そうすると、今の御主張は文章にすると、「分類の基準は、仕事の内容の類似性である」。もう一回「基準」という言葉を使うとちょっとおかしいので、「類似性の評価は以下の観点から行った」というような文章を次に付けるということですか

岡本専門委員 そうですね。

大守部会長 野村委員は、それでいかがですか。

野村委員 私の認識としては、例えば(2)から(5)は確かに仕事の内容を表しているものだろうと思いますし、6番目は「資格・免許の種類」ですので、恐らくスキル、(1)の内容を表しているものなんだろうと認識することができるわけで、2本立てにして(2)から(6)を下に持ってくるという話の方が整理的にはすっきりするのではないかと思います。

しかし、今回時間的な問題もありましたけれども、出していなかったのでちょっと申し訳ないですけども、少しの言い回しなのですが、仕事の内容をスキルも含んだ形で広義に定義するか、狭義に内容とスキルを少し分離して定義するかという形の問題なのかと思います。

むしろ広義に仕事の内容の中にスキルも含んだ形で定義すると、スキルのレベルもそこに入っているという形であっても、それは一つの整理になるとと思いますので。

大守部会長 私は、仕事の内容と言ったときには、普通の日本語でも高度な内容の仕事という言い方をするわけで、スキルも当然含まれると考えていたのですけれども、これは逆に今、御主張のように上の方にスキルの話を持っていくとすれば、文案としては例えば「分類の基準は、仕事内容及び仕事の遂行に必要とされる知識または技能の類似性である」というふうに挙げることはできるんですけども、そうすると今度は具体的な評価の観点の方にスキルを表す言葉が余りなくなってしまって、「資格・免許の種類」くらいしかなくなっちゃうと思います。

そうではないでしょうかということだと思うのです。資格・免許で判断しているわけではなくて、まさに知識、または技能を考えながらやっているわけですから、そうすると仕事の内容というのを広義にとらえて、下の方の観点の中に知識または技能というものを残しておいた方がバランスはいいのではないかと思います。具体的な案があれば。

野村委員 具体的な案は4回くらい前にもう出してあったので出していないということなのですが、例えばですけども、「仕事の内容や責務」、「仕事の遂行に必要とされる技能・知識」、その2本が大原則として2本立てにしたり。

大守部会長 文章でゆっくり言っていただけますか。今、メモをしますから。

野村委員 恐縮です。が「仕事の内容や責務」で、これが大原則です。

大守部会長 ここに野村委員の書きたい文章のとおり言っていただけますか。

野村委員 「分類の基準としては、 仕事の内容や責務 仕事の遂行に必要とされる技能・知識」

それが2大ポイントであります。

「なお、分類項目の設定に当たっては上記の基準を評価する指標として資格・免許の種類、使用する道具、機械設備の種類、仕事に従事する場所及び環境」この(2)から(6)ですけれども。

大守部会長 そこは全く同じでいいですか。

野村委員 そうですね。「を考慮し、設定される」というような形が一つの提案かと思います。

大守部会長 それでもまだスピードが早かったのでメモは取り切れていないのですが、「分類の基準は、(1)仕事の内容や責務」ですか。(2)は。

野村委員 この(1)そのものです。「知識または」というよりも「知識・技能」です。

「なお、分類の設定に当たっては」

大守部会長 それは「分類の基準」とどう違うのですか。

野村委員 私の認識では、(2)から(6)というのは直接的に基準としての概念設定ではなくて、現実的な(1)と(2)という視点を持った上で、それを分類するための操作変数のような役割になっているような認識で、分類の原則と設定のための補助的インフォメーションを分類しているということです。そういう意味で違うということです。

大守部会長 「なお、分類項目は」ですか。文章をもう一回言っていただけますか。

野村委員 「分類項目の設定に当たっては上記の基準を評価する指標として」

大守部会長 「基準を評価する」ですか。ちょっと何か変ですね。

野村委員 細部はもしあれでしたら、ちゃんと考えてやるべきです。

大守部会長 でも、今日は最終回ですから、細部までちゃんとやらないと。

野村委員 そういう意味では、コメントというだけで結構です。私自身がそういうふう思うということ。

大守部会長 せっかくですから、時間の許す範囲内でできるだけいいものにすべきだと思います。だから、もし御提案をされるのであればきちんとした形で御提案していただいて、皆さんの御理解が得られれば入れられるものは入れたいと思うんです。

そうすると、「上記の基準を適用する」ですか。「適用する観点」でしょうか。どういう言葉ですか。

野村委員 「適用する情報」とか「指標として」というふうに書いてあります。

大守部会長 「指標」ですか。「指標」という言葉もちょっとなじまないですね。

野村委員 ですので、細部は私が正確な代替案としてつくったわけではなくて、考え方としてつくっただけですので、正確な代替案が必要であるならば次回に出したいところですが、次回がありませんので、今回できましたらそういう考え方がこれで正しいんだろうかということを少しコメントとして出させていただく程度で結構です。

佐藤統計審査官 野村委員の今までの御発言を私なりにまとめますと、最後に設定に当たっては指標とかという言葉を使わずに、設定に当たっては(2)から(6)ではなくて、(6)、(2)から

(5)を考慮し、設定されるとか、最初に言われたような表現でさらりと流しても日本語としては成り立つのかなという気がいたしました。「分類項目の設定に当たっては、(2)から(6)を考慮し、設定される」とかですね。

大守部会長 そうすると、基準を具体化したものが(2)から(6)であるというニュアンスが出てこなくなってしまうのではないですか。何となくつながるとは思いますけれども、でもできれば今日は多分ほかの論点も余り残っていないと思うので、ここの文章をきちんとしていたいです。これは重要なところですから、いわば中核ですね。職業分類をどういう観点で作ったかということで、ちゃんと一言一句、部会で議論をしてセットしたところまでいきたいと思うんです。

どうでしょうか。あと40分ありますから、野村委員に今、多少やり取りをした議論も含めて恐縮ですが、紙の裏か何かに書いていただいて、それを急ぎょコピーして配ってやるということにしますか。

それで、ちょっと先に進んでおきましょうか。そのほかの2点はどうですか。私は過去形でもいいと思いますし、「このため、～人を表す表現を用いる」というのも解説としてはあった方が親切ではないかと思うんですけれども、ほかの委員の方々はどういうふうにお考えですか。

野村委員 はいかがですか。「このため」の文章が要るか、要らないか。

野村委員 私の認識でいきますと、冒頭に私が申しました話と一緒にして、一般原則としての書き方としては適切ではないのかなと。「した」という過去形も、説明のような文章も要らないと思いますし、従業者の人を表す表現を用いるというのもここでは適切ではないのかなと。

大守部会長 では、注に落としましょうか。「このため」というのを、ここに注を引いて注に落とす。

それから、過去形の方はどうですか。私は、説明文章としてはそういう観点からつくったのだと。今、議論している分類の基準もそうだと思いますけれども、分類というのは存在するわけですね。その説明で、こういう観点でつくったものがありますというメーカーとしての説明をしているわけですから、これは現在形とか、時制がはっきりしない言葉ではなくて過去形の方が、通りがいいと思うんです。

これは、まず一般原則をつかって、これから作業をしましょうというのであれば「する」がいいのですけれども。

野村委員 「する」ではなくて「される」ですか。

大守部会長 やはり「した」じゃないですか。こういう考え方でつくった分類が今回でき上がったものだという事を説明しているわけですから。

野村委員 答申文章とかでしたらそれはもちろんそうなのかもしれませんが、一般原則ですので、ほかのところにも過去形があるんでしょうか。私には違和感があるんですが、もしそれでよいということであるならば。

大守部会長 この一般原則というのは、私の理解では、今回決めようとする平成21年につくった日本標準職業分類の一般原則なのです。つまり、職業分類全体の一般原則がどうあるべきかということ議論しているわけではないのです。

ですから、今回作ろうとした職業分類の説明資料なわけで、分類を適用する基準というのは現在形になるわけですね。これから適用するわけですから。しかし、分類はどうやってつくったかということは過去形の方が自然だと思います。

ほかの方々、いかがでしょうか。

岡本専門委員 ここは「考慮した」でよろしいのではないのでしょうか。

大守部会長 野村委員、いいですか。

野村委員 皆さんに問題がないのであれば、私としては結構です。

大守部会長 それでは、さっきのところを内職で恐縮ですが、お願いをしてちょっと先へ進ませていただきます。

答申案文について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

佐藤統計審査官 では、私の方から資料5でございます。

資料の順番があっちにいたりこっちにいたり恐縮でございますけれども、今までの議論を踏まえた形で、諮問に対して部会の意見という形の表現になってございます。言わずもがなかと思えますけれども、そういう形で資料5として取りまとめさせていただきました。時間の関係もありますけれども、できるだけ読み上げるような形にしていきたいと思えます。

諮問第17号答申(案)としまして、「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」です。

「本委員会は、日本標準職業分類(以下、「本分類」という。)を統計法第2条第9項に規定する統計基準(以下、「統計基準」という。)として設定することについて審議した結果、下記の結論を得たので答申する。」ということでございます。

「記」としまして、中身は と と大きく分けてございます。まず、今回ももとの諮問については分類項目の一覧として諮問したわけでございますが、いろいろ御意見がありましたので、 と と大きく分けてございます。

まず「統計基準としての設定について」は「1. 適否」。「本分類については、統計基準として設定することが適当である。ただし、 のとおり諮問案の修正等を行うことが適当である。」ということでございます。

「2. 理由」としましては、「統計基準とは、平成20年12月22日の「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申のとおり、統計間の統一性、総合性が確保され、国内的及び国際的な統計の比較可能性が向上するという直接的な効果のほか、個々の統計における恣意性を排除し、客観性を確保するなどの効果が期待されるものである。」ということでございます。

あとは、プラスアルファとして、「近年における労働市場の構造変化を背景に、職業別に結果を表章する各種統計を総合的に活用することが、これまで以上に重要となってきたとの認識の下、すでに基本計画答申において、本分類を新たに、新統計法第2条第9項に規定する統計基準として設定する必要があるとの答申をしているところであり、本分類を統計基準として設定することが適当である。」これが、統計基準としての設定についての答申案でございます。

番の「諮問案の修正等」というところでございます。諮問案につきましては、一般原則と、それから分類項目、分類表の一覧の2つに分けて書いてございます。

まず1番としまして「一般原則に関する事項」、今、野村委員がいろいろやっていただいている部分はどうなるかはわかりませんが、今までの議論を踏まえたような形になっておりまして、「日本標準職業分類一般原則」については、職業の定義、分類の適用単位と基準及び職業の決定方法の部分に関して、以下の措置を行った上で、統計法に規定する統計基準に含めることが適当である。」ということでございます。

それを繰り返すような形になっておりますが、(1)に「職業の定義」、(2)に「分類の適用単位と基準」ということを、こういう視点から一般原則を書き直してくださいということになっております。

あとは、(3)として「職業の決定方法」につきましてこれまでいろいろ御議論があったところでございますが、複数の分類項目に該当する仕事等の決め方、それから保安関係、あとは見習い等についても一般原則の中で明示した上で統計基準とされたいというような趣旨で答申案をつくっております。

それから、「分類表に関する事項」でございます。これにつきましては、先ほど資料9という形でもともとの諮問案に対して答申案をどう修正したかという一覧表になっておりますが、非常に関連項目が多いので、ここには大きなところを(1)から(6)という形で列記しております。

(1)につきましては、「作業員」の表現は「従事者」にする。これは、具体的に分類表の修正の細かく指示するような内容になっております。

(2)としまして、大分類Bにつきまして研究者についての扱いで、自然科学系と人文・社会科学系を分ける。それから、紛れのない表現にするため、「電気・電子技術者」につきましては資料9でもありましたけれども、「電気・電子・電気通信技術者」と名称変更を行うということでございます。あとは、中分類に小分類を追加するということでございます。

それから、(3)は事務員に関しまして、大分類Cの事務従事者に関しまして「総合事務員」、「一般事務員」につきまして新たに修正、設定をするということでございます。

それから、(4)は大分類Hに関しまして、これもいろいろな議論があって相当諮問案から変わっておりますので、紛れのない名称とするということで、大枠で支持しているということでございます。

それから、「一般機械器具」につきましては具体的に「はん用・生産用・業務用機械器具」と修正するということでございます。

(5)として、大分類Iの変更がありました。

あとは、大分類Kについて変更がありましたということでございます。

あとは、なお書きとしまして、定義の分類に関する説明文といいたいまいしょうか、それに関して答申案としまして管理的職業の定義について、具体的に「専ら」というのを削除するというような議論がこれまでありましたので、それを支持し、かつ労務従事者については先ほど言った「等」を入れるという話は抜けておりますけれども、「主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事するものをいう。」ということを書き直したいと思っておりますが、そういうことでやっているということでございます。

それから、説明文の内容例示についても具体的に考慮してくださいということで答申としてござ

います。3番は分類の適用表というよりも、そのものではなくて「適用に当たっての留意事項」ということでございまして、職業分類の適用に当たっては分類の一部を使うことはよい。

それから、細分類項目を設けるのもよい。

(3)(4)としましては、中分類に関して小分類レベルで単位を分割して同じ大分類の下に中分類を新設したり、逆に集約して中分類を新設するようなことは認めるということでございます。

(4)としまして、小分類について中分類項目ぐらいに分割して、中分類項目内に小分類を新たに新設したり、また複数の小分類をまとめてやるようなことも可とするということでございます。

ただ、(3)と(4)については、分割集約を同時にすることはしない。そこは制限を加えているということで、適用に当たっての留意事項を答申案の中に書きましたということでございます。

あとは、として「今後の検討」としまして、これまでの議論をまとめた形で大分類Fの保安職業従事者の扱いですね。管理職員の扱いについて、今後の検討課題として掲げているということでございます。

それから、最後の第3パラでございますが、「今回の職業分類は、国際比較性の向上や産業分類から独立したものとすることなどを目指しているが、個人の仕事の内容が欧米ほど明確化されていない状況などから、それを徹底させることが現実的でないと判断した部分もあり、今後の実査における状況等を見つつ、この点についてもさらに検討していく必要がある。」ということで、検討課題を大きく答申として書いているというところでございます。

ちょっと読み上げるような形になって恐縮でございますけれども、以上でございます。

大守部会長 ありがとうございます。

御意見、御質問等、御自由に御発言いただきます。

私から、2点ありまして、非常に細かい話ですが、2ページの2.の(6)で「大分類K 労務従事者」と書いてありますね。これは、諮問案の段階では「労務作業員」だったんです。

ところが、上の方の(1)で「作業員」の表現は「従事者」にするというふうに直してしまっているんで、ここでは「従事者」になっているのかなと思います。

それから、それとの関係で下から5行目ですね。「大分類K 労務従事者に関しては」というふうになっているのですが、これはすぐ上の方で名前を変えるということを行ったにもかかわらず、名前が変わっていない形で残っている。形式的な話ですけども、何となく表記一般に原則性がないので、上で直したものは既に直したものとして書くのであれば、大分類Kは「運搬・清掃・包装等従事者」というふうに下から5行目のところでは直しておくべきではないかという程度の話です。これは、それで直してしまってもいいのではないかと思います。

あるいは、もう一つの考え方は諮問案の表記を全部使う。どちらにするかということを一貫した方がいいのではないかとことです。

それからもう一つは、大変つまらない話ですけども、3ページの「今後の検討」というところで大きく2つのことを書いているわけで、上の方の2つのパラグラフはなぜ「警察官・海上保安官・消防員」をこのままにしておくかということを書いているわけですが、その下の「また」というのはもうちょっと大きな話ですから、間は1行空けておいた方がいいのではないかとことです。

他にいかがでしょうか。

総務省統計局 今回の「今後の検討」の部分でまた書きの部分でございますが、今回仕事をプロセスごとに、仕事の違いによって着目するという事で分類の変更がなされたわけですが、確かにここに書いてあるとおり、欧米ほど明確化されていないという現状から完全に徹底されることは無理だったということで、答申に入れていただいたことは大変ありがたいと思っております。

それで、「徹底されることが現実的でないと判断した部分」ということなのですが、この中には今回改定した部分、具体的に言えば生産の設備、制御監視作業員みたいなもの、要するに世帯調査で分類格付けが難しいようなものもこの中には含んで今後の課題にしたいということなのではないでしょうか。

大守部会長 これは一般的に書いてあるわけで、私がこの文章を書いたときにひとつ念頭にあったのは、例えば農林水産業は今回も注書きでこの限りではないということになりました。それから、まだ完全に事業所的な感覚が抜け切れていないものが幾つかあるということで、自衛官・警察官云々ももちろんその一つなわけですけれども、そういうことで特に個別に何かということ念頭に置いて書いているわけではないのですが。

佐藤統計審査官 課題一般が含まれているということですね。

総務省統計局 それで、先ほど言った部分も世帯調査でなかなか難しい。ほかにも今回改定した中でも分類の格付けが難しい部分があると思うのですが、そういう部分も合わせて今後、更に検討を加えていくということの解釈を入れていただければ非常にありがたいと思っています。

大守部会長 どちらかというと、これは方向は目指しているけれども、行き過ぎてもいけないので踏みとどまった部分があるということを行っているわけです。ですから、行き過ぎてしまった部分があるというニュアンスで書いてはいないのです。

でも、せっきくの機会ですから今、御指摘の部分について御意見を1、2分でお話いただければお伺いしますが。

総務省統計局 具体的に言いますと、そこに「徹底させることが現実的でないと判断した部分」、要するにこれがちょっとできなかった部分ということですね。それに加えて、「部分や、改定したものの中でも分類が難しい部分があり、今後」とつなげるような感じではいかがでしょうか。

大守部会長 だけど、行き過ぎちゃったという認識を示すのであれば、行き過ぎた部分を直す議論をすべきなんじゃないでしょうか。

総務省統計局 そういう意味も込めて今、言ったのですが。

具体的に一字一句それだけでなく構いませんが、その辺のニュアンスを入れていただければという意見です。

大守部会長 もし行き過ぎたということがあるのであれば、それはむしろ今、直すべきなんじゃないですか。答申の段階で、直すのであれば直すべきなんじゃないでしょうか。ここに、行き過ぎてしまったものが入っていますよということを書くというのは、私は余りスマートではないと思います。我々は、現段階ではこれがベストの案だということで答申をするわけですから。

総務省統計局 とにかく今後の課題ですので、その行き過ぎた部分についても含めて、要するに更にいろいろな実査の状況とか、そういう格付けの状況とかを見て、それで見直していくというこ

とを入れてもよろしいのではないかと考えているのですが。

大守部会長 どうでしょう。皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

岡本専門委員 今の御意見は、ちょっとまずいのではないかと思います。現実的でないと判断した部分もある。ですが、行き過ぎたというふうに判断した部分があると書いたのでは、答申を出す方としてはちょっとまずいのではないかと思います。

調査の仕方によっては、適用しにくい場合がある。そういう部分もあるかもしれないので、その辺は今後の状況を見ながら再検討する必要はあると思うんですが、それは最後の「今後の実査における状況等を見つ」ということで表されているので、あるいはこの部分をもう少しふくらませてもいいのかもしれませんが、その程度の対応でよろしいのではないのでしょうか。

原専門委員 私も、やはり行き過ぎた部分があるのであれば今、直すべきだということになるので、ふさわしくないのではないかと思います。この書きぶりとしては、実際にわかってはいるんだけれども、現状では踏み込めない部分があって、そこはどうしても課題として残さざるを得なかったという、この文章のままでよろしいのではないかと思います。

大守部会長 ありがとうございます。それでは、ここはそのままいきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

佐藤統計審査官 多分、今の議論は議事録に残るかだと思いますので、私が今の議論を総括させていただくと、総務省の統計局の実施部局としては、新たにつくったものというのはプラン・ドゥ・シーというか、つくったものが次に本当にうまくいったかどうか検証するという作業はどんなものにもありますし、特にそういう点を今回、大分大きく変えたところがありますので、プラン・ドゥ・シーの評価を次回改定に向けて皆で見えていきましょうという問題意識を共有したということで、議事録に残すという形にしてはどうかと思いましたが。

大守部会長 いずれにしても、議事録には残るわけで。

総務省統計局 議事録にそのようにお願いします。

佐藤統計審査官 議事録というか、そのように議事録としてまとめるということですね。

大守部会長 それでは、懸案の野村委員からのメモが皆さんに回っていると思いますので、これに戻りたいと思います。ほかは基本的に全部セットできていると思いますので、これが最後の大きな仕事だと思います。

「このため」というのは注に落とすということですね。

「分類の基準としては、(1) 仕事の内容や責務 (2) 仕事の遂行に必要とされる知識や技能」これは、若干しり切れになっていると思いますが、「分類の基準としては」どうでしょうか。

野村委員 「以下の点を設定する」。すみません。先ほどのものを上に書くべきでした。私はこういう文章に慣れていないんですけども、「分類の基準としては、以下の2点による」。

大守部会長 「によった」でいいですか。これも私は過去形でないと。

野村委員 私は過去形はよくわからないんですが、「以下の2点による」、「よった」でもいいのかもありません。

大守部会長 では、ここは過去形にさせていただいて、分類の基準は(1)(2)によった。

それで、「分類項目の設定に当たっては、上記の基準を具体的に表す」……。

「勘案する」くらいでいいですか。「具体的に勘案する視点として」。

それで、(2)がそのままくるわけですか。

野村委員 (2)(3)(4)(5)をそのまま中身を繰り返すというか、中身をそのまま書くということですか。

大守部会長 これは、箇条書きですか。

野村委員 私の認識としては、そのまま文章の中でよろしいのではないかと思います。

大守部会長 文章で続けて書くわけですか。カンマか何で区切って書くわけですね。

野村委員 はい。

大守部会長 「具体的に勘案する視点としては、事業所またはその他の組織の中で果たす役割～を考慮する」。

そうすると、さっきもちょっと私は申し上げたんですが、スキル全般、つまり「仕事に必要とされる資格・免許の種類」というのが後で出てくるんですけども、そうではなくて一般的なスキルというのは下の方にはなくなってしまうのではないですか。

野村委員 スキル全般を表すものとして資格・免許等も最後の方に6番目ですけども、入っておりますし、あるいは道具というものもある意味で高度なオペレーションにおける知識が必要であるならば、それがスキルでしょうし、そういう視点は複合的な形として入っているわけです。

大守部会長 そうですけども、もっと資格認定の道具以外にやはりスキルというのを考察しながら分類をしているわけですね。

そうすると、何を言いたいかということ、下の方に書いてくるのは、勘案する視点としてこういうものも考慮したくらいでいいですか。つまり、知識や技能というのは、例えば専門技術みたいなものについては資格とかそうじゃなくて、一般的に高度な仕事だとかということで分類に使っているわけですね。知識・技能に対する我々の推察みたいなものです。

あるいは、「など」を付けますか。「など」と言うのとちょっと重要度が低くなってしまうと思うのですが。そうしたら、「も考慮した」でいいですか。

野村委員 「も考慮する」で構いません。

議論していただきたい点は、仕事の内容とスキルと、今ある(1)から(6)のところに線を引くか、(2)と(1)の間に線を引くか。引かずに、今みたいに並列で書いてしまうかという形の認識ですが、そのどちらが正しいのか。どちらの認識が我々が今、議論してきたような基準の設定において正しいのかということを議論していただきたいと思います。

大守部会長 でも、それは細かい話ですけども、さっきの「を」か「も」かにも関係すると思うのです。「も」にすれば、要するに知識や技能自体も具体的に勘案する視点には入っているということになりますね。

原専門委員 間違った理解かもしれませんが、野村委員がここまで作業をしてくださったのにこういったことを申し上げるのも何なんですけど、野村委員の御提案はちょっと行き過ぎかという印象は持ちました。

確かに我々は知識とか技能とかを念頭に置きつつ議論してきたわけですが、今日資料6として挙げられている2ページ目の部会修正案の(3)の生産される財やサービスの種類、(4)の使用する道具・機械器具・設備の種類、(5)の仕事に従事する場所及び環境、(6)の資格・免許、こうしたものを総合的に考えながらこの部会で議論してきたというのが私の理解でありまして、この6つを並列的に表記するというのはそんなに間違っていないんじゃないかと思っております。

大守部会長 ありがとうございます。

ほかの方の御意見も伺いたいと思うのですが、私はもう一つちょっと心配になったのは、類似性という言葉がこれだとなくなっちゃいますよね。

野村委員 「以下の2点の類似性による」、「よった」でもいいですけども。

大守部会長 ほかのお2人の御意見もお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

岡本専門委員 私は先ほど述べましたように、「分類の基準は、仕事の内容の類似性である」というふうに言って、その後「類似性の判断に当たっては以下の諸点を勘案して行った」でしょうか。そういうようなことで(1)から(6)を並べるといいのではないかと。

野村案の(1)(2)ですが、これは先ほど広い意味でのというふうに表現がありましたが、いずれもその仕事の内容ということで包括されて、特に責務とか、あるいは知識、技能というのはその類似性を判断するときの基準になるのではないかと考えています。

大守部会長 ありがとうございます。

西澤専門委員、いかがですか。

西澤専門委員 野村案の一番のメリットは、多分この一般原則ではスキルという事が前面に出ていませんけれども、それを前面に押し上げてきたということかと思えます。

つまり、今回大分類Kの項目名称を変えましたけれども、そのときにスキルレベル云々という理屈付けがありましたが、そこでスキルという言葉を使っても、実際に一般原則の方にスキルとはどういうものかということを書くていないものですから空論に終わってしまう可能性がありますけれども、野村案のようにするとスキルが前面に出てくることが挙げられるかと思えます。

しかし、職業分類の項目を決めるには、やはり一般的には仕事の種類、仕事の類似性をメインに分類項目というのは設定していて、それを具体的に何で表すかということ、それが(1)から(6)の項目になっているというふうに理解しておりますので、私は現状でもそれほど差し支えない。

確かにスキルという言葉が前面に出てこなくなってしまうけれども、ただ、この分類体系は全体にスキルということを強く押し出すような分類体系ではありませんので、その点は(1)から(6)の並列でよろしいのかなと思えます。

岡本専門委員 そのスキルを前面に出すというのは国際標準分類で、国際標準分類にかなり合わせたんですが、スキルの点については合わせられていないというふうになっていますので、スキルが余り前面に出てこなくても差し支えないのではないかと考えています。

大守部会長 ありがとうございます。

私もちょっと似たようなことを考えておりまして、つまり(1)(2)と今、野村案であるほど、(1)がX軸で(2)がY軸で、それぞれのところに分類をちゃんと当てはめているというほどは

強い基準としてスキルを扱っていないだろうということです。

ただ、この列挙する基準の中では、6個あるとすれば一番上くらいの書き方がこの作業の正当な評価なんじゃないかと私も思っているのです。

そういう観点からすると、今日出てきた案のさっき御指摘がありましたような微修正が一番適切に表現しているんじゃないかと思いますが、野村委員、いかがですか。

野村委員 それで結構です。お時間をいただきましてありがとうございました。

大守部会長 そうしたら、ちょっと確認しますが、「分類の基準は、仕事の内容の類似性である。」ここでフルストップですね。

次の文章として、これは改行しなくていいと思いますが、「類似性の判断に当たっては、以下の点を勘案した。」それで、(1)から(6)まで並べるということでよろしいですか。

それでは、そういうふうにさせていただきます。

ほかに何か残った点がありましたか。

佐藤統計審査官 あとは、大守部会長から文章修正的なことを2点、御指摘を受けましたので、後で文章審査的にきちんと整理しまして、答申案として事務局で整理させていただきたいと思いません。

大守部会長 それでは、その他御意見、御質問等がありましたら御自由に御発言いただきますというところがあるのですが、何かあればどうぞ。

それから、余り時間も残されていませんが、この部会に関する御意見でももちろん結構ですが、いかがでしょうか。

西澤専門委員 各分類項目の定義や、内容例示まで含めた全体の分類表の新しいものはいつごろいただけるのか、それを教えていただきたいというのが1点です。

それからもう一つは、この答申で分類基準となった場合に、これを実際に各省庁が適用というか、実施しなければならないのはいつからなのか。その2点について教えてください。

岩橋専門官 それでは、事務局からお答えします。

まず第1点でございますが、内容例示まで含めたこういった本のイメージかと思いますが、それにつきましては現在、厚生労働省さん、総務省さんの御協力を得て、内容例示についての総点検みたいなことをさせていただいておりますので、できれば本年いっぱいを目途に本の形にできればと考えてございます。

それから、この基準の適用開始時期でございます。これはまだ公式にはどこにも出ていない話ですけれども、大体来年度、22年の4月1日からの適用というくらいが、例えば産業のときでも次年度の初めからということになってございますので、それくらいが適切ではないかと事務的には考えてございます。

大守部会長 よろしいですか。

西澤専門委員 それを質問したのは、省庁によっては職業分類の項目をシステムの中に埋め込んでしまっているような省庁もたしかあるかと思えます。そうするとシステムの更改や何かが必要ですから、そういうものは猶予期間というのはなく、来年4月から一斉にということですか。

岩橋専門官 計画どおりならば、今は8月ですけれども、8月に答申をいただけますと、大体年度半ば、9月、10月くらいには告示ができる見込みでございます。それから約半年の猶予期間と考
えてございますが、もしそれで間に合わないような場合は、今度は統計調査の審査の話になるかと思
います。こういった統計基準を使っているか。例えば、これがその時点で使えないということであ
れば、合理的な理由があればそれはやむを得ないという審査部局の判断もございましょうし、そ
こからは審査の話かと思えます。

大守部会長 よろしいですか。

それから、今日、私としては大体の決着を基本的に皆さんの合意をいただいて作ったつもりです
けれども、これからいろいろ整理をしていくとミスプリのようなものも含めて更にいろいろ出てく
る可能性があると思いますが、重要なものが出てきた場合には皆様に御相談をさせていただきます
が、ささいなものであれば私と事務局で相談して直すということにさせていただきたいと思いま
す。

そういうことで、残りの問題が仮に出てきた場合には、その取扱いも含めて私と事務局に一任し
ていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

大守部会長 どうもありがとうございました。

事務局からほかにありませんか。最後に部会長からのあいさつとありますが。

佐藤統計審査官 ございません。

大守部会長 どうもありがとうございました。

余り長々とごあいさつするつもりはありませんが、職業分類というのは私は初めて経験しまし
たが、非常に難しい課題であります。新しい方向に一步踏み出すことができたのは、皆様方の御協力
と熱心な御審議の賜物だと思えますが、さっきもちょっと議論がありましたけれども、実際に適用
していく中でまたいろいろな新しい問題が出てくるかもしれませんので、引き続き皆様の御関心と、
それから御鞭撻と申しますか、この問題に関して御研究を進めていただければ、また次の機会によ
りいいものができると思えます。

どうも熱心な御審議をいただきましてありがとうございました。

では、これで第8回を終わらせていただきます。